

教育関係共同利用拠点制度について

制度の趣旨

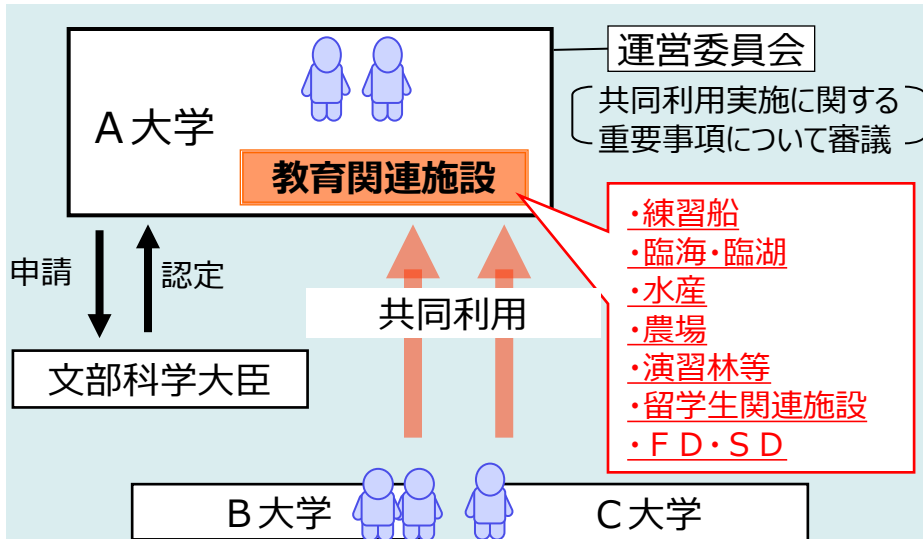
- 多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要。
- 質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、**各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進**することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠。

大学の教育関連施設の共同利用の促進を図るための制度「**教育関係共同利用拠点**」を創設し、大学間連携を図る取組を一層推進。

「学校教育法施行規則(第143条の2)」、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」※平成21年9月より施行。
(学術研究分野については、平成20年に「共同利用・共同研究拠点」を既に制度化)

制度の概要

- 大学における教育に係る施設で、当該施設が大学教育の充実に特に資するものについて、大学から申請を受けた後、審査の上で、**文部科学大臣が教育関係共同利用拠点として認定**。
- 大学は認定を受けた施設を他の大学の利用に供することができる。



【認定基準】

- 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善等に係る機能を有する施設で、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること
- 共同利用実施に関する重要事項について審議する委員会を置くこと
- 利用する大学を広く募集するものであること
- 相当数の大学の利用が見込まれること
- 共同利用拠点に関する情報提供を広く行うものであること
- 共同利用に必要な設備・資料等を備えていること

など